

(案)

資料2-4

令和6年度風しんの追加的対策の対応(松江市)

平素より本市保健事業にご協力いただきありがとうございます。

風しんの追加的対策（風しんの抗体検査及び第5期定期接種）につきましては、事業期間を3年間延長して実施しているところですが、最終年度となる本年度の本市の対応を以下のとおりいたしますので、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。なお、自治体ごとに対応が異なることもございますので、本市以外の自治体が発行したクーポン券で受診される方がおられましたらご注意くださいようお願いいたします。

1. クーポン券送付対象者について

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
送付対象者	昭和47年4月2日生～ 昭和54年4月1日生の男性	①昭和37年4月2日生～ 昭和47年4月1日生の男性 ②昭和47年4月2日生～ 昭和54年4月1日生の男性 (1) 抗体検査未受検者 (2) 抗体価が低い人で予 防接種未接種者	昭和37年4月2日生～ 昭和54年4月1日生の男性 (1) 抗体検査未受検者 (2) 抗体価が低い人で予 防接種未接種者	同左	同左	同左
有効期限	2020年3月	2021年3月	2022年2月	2023年3月	2024年3月	2025年2月 請求できるのは7年3月10日(2 月実施分)まで
MR 単価	9,110円(税抜き)	9,170円(税抜き)	9,170円(税抜き)	9,170円 (税抜き)	9,190円 (税抜き)	9,190円(税抜き)(予定)
(1)の送 付対象者	—	約20,300人 [①+(1)]	約16,300人	約15,000人	約14,500人	約14,100人(見込)
勸奨 通知						未受診者・未接種者に 【4月】クーポン券を郵送 【12月】勸奨通知を郵送

* 抗体検査の委託料は「風しんの抗体検査及び第5期の定期接種の実施に向けた手引き」のとおり

*医療機関向け手引き、各様式等は厚生労働省HPからダウンロードしていただきますようお願いいたします。

2. クーポン券の有効期限と送付時期について

6年度のクーポン券の有効期限は「2025年2月」です。クーポン券を利用した抗体検査及び定期接種は7年2月末に終了です。

終了時期は自治体により異なりますので、他の自治体のクーポン券で受診された場合は、券面に記載されている有効期限をご確認ください。

また、有効期限切れのクーポン券は利用できませんのでご注意ください。受診当日に有効期限切れのものを持参された場合は、個別に対応いたしますので健康推進課予防接種係（TEL60-8173）にお問い合わせください。

なお、6年度のクーポン券は6年3月末に送付予定です。直近2カ月の受診記録は市にありませんので、6年1月実施分までの受診記録で送付します。このため、2～3月に受診済の人にも6年度のクーポン券が届きますので、2度目の検査および接種とならないように十分に確認をお願いいたします。

3. 風しん第5期定期接種の委託料について

抗体検査の委託料については全国一律です。定期接種の委託料は自治体ごとに異なります。また年度ごと、委託料の改定が行われている場合があります。国保連に請求する際は、クーポン券に記載されている「接種費用」及び「有効期限」を十分にご確認ください。

また本市以外の自治体が発行したクーポン券については、発行した自治体の担当課にお問い合わせください。

4. 抗体検査及び定期接種の請求について

請求書を国保連に提出できるのは、7年3月10日（7年2月実施分）までです。これ以降は、受け付けられませんので請求漏れがないようお願いいたします。また誤って3月にクーポン券を利用した検査及び接種をした場合は、国保連及び本市に請求できませんので、ご承知おきください。

5. 受診勧奨について

抗体検査および定期接種の受診勧奨は、3月末～4月上旬に6年度のクーポン券を、12月に接種勧奨通知（案内文）を郵送します。

